広報 みなと

税金特集号

もくじ

2-4面 個人の住民税の計算方法、口座振替のご案内　ほか
5面 課税・納税証明書の請求、軽自動車税について　ほか
6面 確定申告のお知らせ

平成23年（2011年） 2.1
☎3578-2111（代）
FAX 3578-2634（税務課）
http://www.city.minato.tokyo.jp

ご案内

住民税の特別徴収関係申請書は、区のホームページの申請書ダウンロード＞税金からダウンロードできます。

区は、区民の皆さんが安全で安心な生活ができるよう、さまざまな事業を行っています。これらの費用は税金によって賄われています。住みよいまちづくりのためにも、税金の内容について理解を深めましょう。

個人住民税（特別区民税・都民税）とは

個人住民税（以下住民税）は、地方自治体が行う事業の費用を、住民それぞれの負担能力に応じて分担するという性格の地方税です。このため住民税は、所得税（国税）と異なり、地域社会の会費として、より多くの人に負担を求める仕組みになっています。

住民税の仕組み

均等割　より広い範囲の人に負担を求めるため設けられた仕組みです。税率はそれぞれ年額で特別区民税3000円、都民税1000円です。

所得割　その人の所得に応じてかかる仕組みです。住民税の所得割の税率は一律10%です。

問い合わせ　税務課課税係　☎内線2593～2609

住民税と所得税の主な違い

	住民税	所得税
均等割	あり	なし
所得にかかる税率（分離課税を除く）	10%（特別区民税６%、都民税４%）	５%～40%（６段階）
所得控除	例…基礎控除33万円	例…基礎控除38万円

住民税の課税

（過年度分は該当する年に置き換えてお読みください）

基準日（賦課期日）	平成23年１月１日現在、その人の住所がある区市町村で課税。
課税される所得	課税される年度の前年中の所得が対象。 ※平成23年度の課税は平成22年中の所得が対象となります。

住民税の納税について

	普通徴収	特別徴収
納税の通知	本人に直接通知	給与支払者を通して本人に通知
納付の方法	納付書・口座振替など	給与天引きして会社が納入
通常の期割、月割の回数	年４回	当年６月から翌年５月の12回
平成23年度の納期限 ただし、納期限が土・日曜、祝日の場合は翌平日	第１期　平成23年６月30日 第２期　平成23年８月31日 第３期　平成23年10月31日 第４期　平成24年１月31日	天引きした月の翌月10日

※給与所得者で複数の種類の所得があった人は、普通徴収と特別徴収の両方が発生する場合があります。

住民税が非課税になる人

非課税	賦課期日現在、生活保護の生活扶助を受けている人	所得制限なし
	障害者 未成年者（平成３年１月３日以降生まれ） 寡婦・寡夫	合計所得金額が125万円以下の人 給与収入で、　2,043,999円以下 公的年金収入で、2,450,000円以下（65歳以上） 2,166,667円以下（65歳未満）
	均等割が非課税	合計所得金額が35万円×（控除対象配偶者＋扶養人数＋１）＋21万円以下 扶養なしの場合は、合計所得金額が35万円以下（給与収入で100万円以下）
	所得割が非課税	総所得金額等が35万円×（控除対象配偶者＋扶養人数＋１）＋32万円以下 扶養なしの場合は、総所得金額等が35万円以下（給与収入で100万円以下）

住民税Q&A

Q　昨年中に亡くなった人に平成23年度の住民税は課税されますか？

A　課税されません。住民税は、平成23年１月１日現在の住所を有する人に対して、その住所地の区市町村が課税することになっています。したがって昨年お亡くなりになった人に対しては課税しません。

Q　私は、平成23年３月31日に港区からＡ県Ｂ市へ引っ越す予定です。平成23年度の住民税はどちらへ納めることになりますか？

A　港区です。平成23年１月１日現在において港区に住所があった人は、その後Ａ県Ｂ市に引っ越したとしても、平成23年度の住民税は港区に納めていただくことになります。

Q　私は、昨年10月に退職しました。住民税の納税通知書がきましたが、納める必要がありますか？

A　納める必要があります。住民税は前年の所得で計算をして、その翌年に納めていただくことになっています。この納税通知書は、前年の１月から退職時までの給与に対する住民税の通知ですので、納期限までに納めていただくことになります。

Q　私はパートで働いていますが、私自身が課税されるかどうかの基準および夫の扶養（配偶者控除）が受けられるかどうかの基準を教えてください。

A　１　本人が課税されるかどうか

給与（パート）収入		100万円以下	100万円超 103万円以下	103万円超
住民税	均等割	非課税	課税	
	所得割			
所得税		非課税		課税

２　夫の所得から配偶者控除が受けられるかどうか

給与（パート）収入	103万円以下	103万円超
住民税	受けられる	受けられない
所得税		

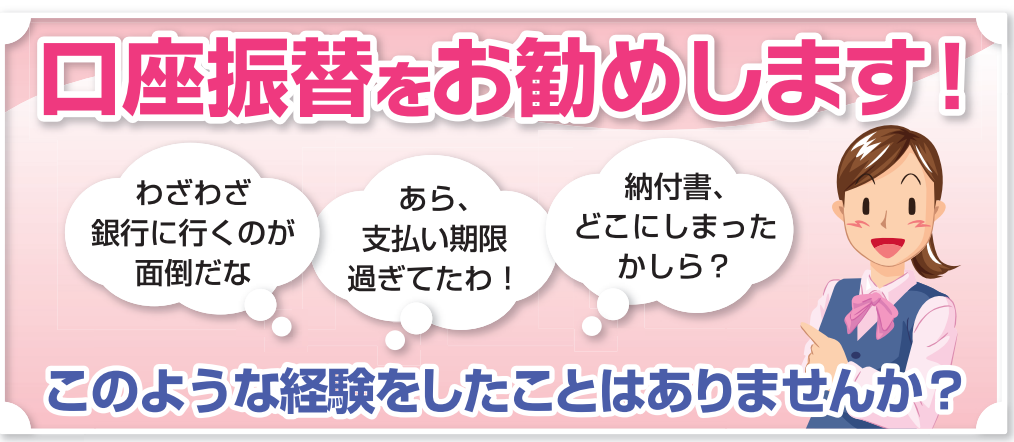

コンビニエンスストアでいつでも納税できます。
利用の際は3つのポイントチェックを！

海外出国・勤務する人は納税管理人の届け出をお忘れなく！

詳しくは４面へ

発行／港区　発行部数 127,000 部　編集／産業・地域振興支援部税務課　〒 105 - 8511　港区芝公園1 - 5 - 25

平成23年度個人住民税(特別区民税・都民税)の計算方法

住民税の所得割額の計算の仕組みは、所得税とほぼ同じです。

所得金額を計算します▶控除を引きます＝ 課税所得金額(課税標準額)Ⓐ(1,000円未満切り捨て)

1.所得の種類		2.所得控除		Ⓐ
総所得 山林所得(退職所得) 分離譲渡所得 株式等に係る譲渡所得等 上場株式等の分離配当所得 先物取引に係る雑所得等	▶ 損益通算等 ▶	所得控除合計額	＝	課税総所得金額 課税山林所得の金額(課税退職所得の金額) 課税分離譲渡所得金額 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 上場株式等の課税分離配当所得の金額 先物取引に係る課税雑所得等の金額

※ 表1「所得の計算と種類②所得の種類」、 3面 表2「所得控除」を参照してください。

Ⓐ × 税率 ＝ 所得割額Ⓑ

3.税率		Ⓑ
3面 表3「税額(税率)表」により計算します。	＝	特別区民税所得割額　都民税所得割額

Ⓑ － 税額控除・配当割等控除 ＝ 所得割額(確定金額)Ⓒ(100円未満切り捨て)

4.税額控除		Ⓒ
① 調整控除　② 配当控除　③ 住宅ローン控除 ④ 寄附金税額控除　⑤ 外国税額控除 ⑥ 配当割額、株式等譲渡所得割額控除	＝	特別区民税所得割額　都民税所得割額

※4面 表4「税額控除」を参照してください。

Ⓒ ＋ 均等割額 ＝ 住民税年税額

均等割額		住民税年税額
特別区民税均等割額　3,000円 都民税所得割額　1,000円	＝	特別区民税額　都民税額

※下記の①か②に該当する場合は、特別区民税均等割を軽減します。
①均等割の納税義務を負う控除対象配偶者、または扶養親族
②均等割の納税義務を負う控除対象配偶者、または扶養親族を2人以上有する個人住民税の納税義務のある人

個人住民税(特別区民税・都民税)の計算例

家族構成 ： 本人、配偶者、子ども2人(長女17歳、長男11歳)
配偶者、子どもに所得なし
平成22年中の給与収入 ： 7,000,000円　社会保険料支払額 ： 450,000円

所得金額を計算します▶控除を引きます ＝ 課税所得金額(課税標準額)Ⓐ(1,000円未満切り捨て)

1.所得の種類		2.所得控除		Ⓐ
給与所得　5,100,000円 ※ 表1「所得の計算と種類」の給与所得を参照してください。	▶ 損益通算等 ▶	社会保険料控除　450,000円 配偶者控除　330,000円 扶養控除　780,000円 基礎控除　330,000円 控除額計　1,890,000円 ※3面 表2「所得控除」を参照してください。	＝	課税総所得金額 3,210,000円

Ⓐ × 税率 ＝ 所得割額Ⓑ

3.税率		Ⓑ
3,210,000円×6% 3,210,000円×4%	＝	特別区民税所得割額　192,600円 都民税所得割額　128,400円

※3面 表3「税額(税率)表」により計算します。

Ⓑ － 税額控除・配当割等控除 ＝ 所得割額(確定金額)Ⓒ(100円未満切り捨て)

4.税額控除		Ⓒ
調整控除 50,000円×3%=1,500円 50,000円×2%=1,000円	＝	特別区民税所得割額　191,100円 都民税所得割額　127,400円

※4面 表4「税額控除」を参照してください。

Ⓒ ＋ 均等割額 ＝ 住民税年税額

均等割額		住民税年税額
特別区民税均等割額　3,000円 都民税所得割額　1,000円	＝	特別区民税額　194,100円 都民税額　128,400円

表1 所得の計算と種類

①収入金額・必要経費と所得金額の計算方法

収入金額　平成22年中(1～12月)に収入することが確定した金額
必要経費　平成22年中(1～12月)に収入を得るために要した費用　※給与および公的年金等は速算表により算出した金額
所得金額　収入金額－必要経費

②所得の種類

	所得の種類	所得金額の計算方法
総所得	**事業所得** ○販売、飲食、製造、修理、サービス業などの営業から生じる収入、および医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、ホステス、外交員などの自由職業や漁業などによる所得 ○「必要経費」は、販売した商品の原価、営業用固定資産の修繕費、租税公課、地代、家賃、減価償却費、雇人費、借入金の利子、そのほか収入を得るために必要な経費	収入金額－必要経費
総所得	**不動産所得** ○地代、家賃、貸間代、土地や家屋の権利金、船舶などの貸付料などによる所得 ○「必要経費」は不動産所得を得る物件に対する固定資産税、火災保険料、修繕費、減価償却費、管理費、借入金の利子、固定資産の損失額など	収入金額－必要経費
総所得	**利子所得** ○海外の預金などの利子	収入金額と同じ
総所得	**配当所得** ○株式、出資金などの配当や協同組合、信用金庫などの剰余金の分配などの所得 ○「必要経費」は株式などの元本を取得するための借入金に対する利子額	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子
総所得	**給与所得** ○俸給、給料、賃金、歳費、賞与、大工、左官などの手間賃による所得 ※「特定支出の控除の特例」は、税務署にお問い合わせください。 ○給与所得の金額の速算表	

給与収入金額(円)		給与所得の金額(円)
～ 650,999		0
651,000 ～ 1,618,999		収入金額 － 650,000
1,619,000 ～ 1,619,999		969,000
1,620,000 ～ 1,621,999		970,000
1,622,000 ～ 1,623,999		972,000
1,624,000 ～ 1,627,999		974,000
1,628,000 ～ 1,799,999	☆	×0.6
1,800,000 ～ 3,599,999	☆	×0.7 － 180,000
3,600,000 ～ 6,599,999	☆	×0.8 － 540,000
6,600,000 ～ 9,999,999		×0.9 － 1,200,000
10,000,000 以上		×0.95 － 1,700,000

☆ 給与収入の万の位、千の位の2桁を内輪で最大の4の倍数まで切り下げ1,000円未満切り捨て

	所得の種類	所得金額の計算方法
総所得	**雑所得(公的年金等)** ○恩給、年金など公的年金の所得(遺族年金や障害年金、傷病者の恩給、遺族恩給などは含みません) ○公的年金等にかかわる雑所得の金額の速算表	

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(円)	雑所得の金額(円)
65歳以上の人(昭和21年1月1日以前の生まれの人)	～ 3,300,000	－1,200,000
	3,300,001 ～ 4,100,000	×0.75 － 375,000
	4,100,001 ～ 7,700,000	×0.85 － 785,000
	7,700,001 以上	×0.95 － 1,555,000
65歳未満の人(昭和21年1月2日以後の生まれの人)	～ 1,300,000	－700,000
	1,300,001 ～ 4,100,000	×0.75 － 375,000
	4,100,001 ～ 7,700,000	×0.85 － 785,000
	7,700,001 以上	×0.95 － 1,555,000

	所得の種類	所得金額の計算方法
総所得	**雑所得(その他)** ○作家以外の人の原稿料、印税、講演料、放送謝金、非営業の貸金金利など、ほかの所得のいずれにも該当しない所得 ○「必要経費」は原稿を書くため、講演や放送をするため特別に支払った図書購入費、調査研究費、交通費など、収入を得るために必要な経費	収入金額－必要経費
総所得	**総合課税の譲渡所得** ○土地、建物など分離課税を適用した資産以外の譲渡による所得 ○「必要経費」は譲渡した資産の取得価格、設備費、改良費および譲渡に要した費用など	収入金額－資産の取得に要した経費－特別控除額(課税する長期譲渡所得金額は2分の1)
総所得	**一時所得** ○懸賞の賞金品、福引の当選金品、競馬や競輪の払戻金などの一時的な所得 ○「必要経費」はその収入を得るために支出した金額	収入金額－必要経費－特別控除(課税する一時所得金額は2分の1)
	山林所得 ○山林を売った場合に生じる所得 ○「必要経費」は原価計算による方法か概算経費率による方法のいずれかで計算	収入金額－必要経費－特別控除
	退職所得 ○退職金、一時恩給など(住民税は、支払時の現年分離課税で特別徴収します)	(収入金額－退職所得控除額)×2分の1

※上記以外に、下記の所得は申告分離課税となります。

分離譲渡所得　○土地、建物など分離課税を適用した資産の短期・長期譲渡による所得	所得などの算定については各税務署にお問い合わせください。 芝税務署　☎3455－0551 麻布税務署　☎3403－0591
株式等に係る譲渡所得等　○未公開株式等、上場株式等の譲渡による所得	
上場株式等の配当所得　○確定申告により総合課税か申告分離課税が選択可能	
先物取引に係る雑所得等　○商品先物取引および金融商品先物取引等による事業所得および雑所得	

表2 所得控除

（単位：円）

控除項目		概要（平成22年中に支払いあるいは発生したもの）	所得税控除額	住民税控除額	人的控除差額
雑損控除		本人および生計を一にする親族が所有している資産が、災害盗難などによって損害を受けた場合、親族の範囲は合計所得（注１）38万円以下に限る	総所得金額等の10%の損失額、または災害関連支出の金額－５万円の多いほう、最優先で控除し、残余は３年繰越		
医療費控除		本人および生計を一にする親族のために支払った治療費用、療養に必要な医薬品購入費など	総所得金額等の５%、または10万円の少ないほうの金額を超えた医療費（限度額200万円）		
社会保険料控除		本人および生計を一にする親族のために支払った健康保険料、年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、雇用保険料など（注２）	支払った金額		
小規模企業共済等掛金控除		小規模企業共済法の共済契約掛金・確定拠出年金法の個人型年金掛金、心身障害者扶養共済掛金	支払った金額		
生命保険料控除		保険金や郵便年金などの受取人のすべてを本人および親族とする、生命保険（生命共済）契約の保険料	※１	※２	
地震保険料控除		本人および本人と生計を一にする親族の常時居住している家屋などを保険の目的とした地震保険契約などの保険料、および平成18年末までに締結した長期損害保険契約などの保険料	※３	※４	
障害者控除（普通障害者）		本人および扶養親族が身体障害者手帳、療育手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳等の交付を受けている人、または障害者として港区長の認定を受けている人	270,000	260,000	10,000
障害者控除（特別障害者）		上記のうち身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２度、精神保健福祉手帳１級などの人　重度障害者の人、または特別障害者として港区長の認定を受けている人	400,000	300,000	100,000
寡婦（夫）控除	寡婦	夫と死別または離別し、扶養親族である子あり、または夫と死別し、合計所得500万円以下	270,000	260,000	10,000
	特定の寡婦	夫と死別または離別し、扶養親族である子あり、合計所得500万円以下	350,000	300,000	50,000
	寡夫	妻と死別または離別し、扶養親族である子あり、合計所得500万円以下	270,000	260,000	10,000
勤労学生控除		勤労に基づく所得がありその合計所得金額が65万円以下で、そのうち勤労に基づかない所得が10万円以下	270,000	260,000	10,000
配偶者控除	一般控除対象配偶者	控除対象配偶者・扶養親族の適用条件は次のとおりです ・平成22年末（平成22年中死亡の場合は死亡の日）で生計を一にする親族 ・平成22年中の合計所得が38万円以下	380,000	330,000	50,000
	老人控除対象配偶者 昭和16年１月１日以前出生		480,000	380,000	100,000
扶養控除	一般扶養親族		380,000	330,000	50,000
	特定扶養親族 昭和63年１月２日以降 平成７年１月１日以前出生		630,000	450,000	180,000
	老人扶養親族 昭和16年１月１日以前出生		480,000	380,000	100,000
	同居老親等		580,000	450,000	130,000
同居特別障害扶養者加算		控除対象配偶者・扶養親族が同居で特別障害者の場合に加算	350,000	230,000	120,000
配偶者特別控除		本人合計所得1000万円以下で、生計を一にする配偶者が合計所得38万円を超え76万円未満の場合に、その配偶者の合計所得に応じた金額を控除	※５	※６	※６
基礎控除			380,000	330,000	50,000

注１　合計所得とは、純損失および雑損失の繰越控除をしないで計算した総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、分離短期譲渡所得の金額（特別控除前）、分離長期譲渡所得の金額（特別控除前）、株式等に係る譲渡所得等の金額、分離課税を選択した上場株式等の配当所得、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額（特別控除後）および退職所得金額（２分の１後）の合計金額をいいます。

注２　介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料が、生計を一にする親族の人の年金から天引きで支払われている場合は、その保険料は親族の人が支払った社会保険料とみなされ、本人の社会保険料控除の対象になりません。

※１　所得税の生命保険料控除額の計算（単位:円）

	支払保険料額	控除額
一般の生命保険料のみの場合	25,000以下	支払額全額
	25,001～50,000	支払額×２分の１＋12,500
	50,001～100,000	支払額×４分の１＋25,000
	100,001以上	一律50,000
個人年金保険料のみの場合	25,000以下	支払額全額
	25,001～50,000	支払額×２分の１＋12,500
	50,001～100,000	支払額×４分の１＋25,000
	100,001以上	一律50,000
両方	それぞれの控除額の合計額	

※２　住民税の生命保険料控除額の計算（単位:円）

	支払保険料額	控除額
一般の生命保険料のみの場合	15,000以下	支払額全額
	15,001～40,000	支払額×２分の１＋7,500
	40,001～70,000	支払額×４分の１＋17,500
	70,001以上	一律35,000
個人年金保険料のみの場合	15,000以下	支払額全額
	15,001～40,000	支払額×２分の１＋7,500
	40,001～70,000	支払額×４分の１＋17,500
	70,001以上	一律35,000
両方	それぞれの控除額の合計額	

※３　所得税の地震保険料控除額の計算（単位:円）

	支払保険料額	控除額
地震保険のみの場合	支払額全額（上限50,000）	
長期のみの場合	10,000以下	支払額全額
	10,001～20,000	支払額×２分の１＋5,000
	20,001以上	一律15,000
両方	それぞれの控除額の合計（上限50,000）	

※４　住民税の地震保険料控除額の計算（単位:円）

	支払保険料額	控除額
地震保険のみの場合	支払額×２分の１（上限25,000）	
長期のみの場合	5,000以下	支払額全額
	5,001～15,000	支払額×２分の１＋2,500
	15,001以上	一律10,000
両方	それぞれの控除額の合計（上限25,000）	

※５　所得税の配偶者特別控除額（単位:円）

配偶者の合計所得	控除額
380,001～399,999	380,000
400,000～449,999	360,000
450,000～499,999	310,000
500,000～549,999	260,000
550,000～599,999	210,000
600,000～649,999	160,000
650,000～699,999	110,000
700,000～749,999	60,000
750,000～759,999	30,000
760,000以上	0

※６　住民税の配偶者特別控除額（単位:円）

配偶者の合計所得	控除額	人的控除差額
380,001～399,999	330,000	50,000
400,000～449,999		30,000
450,000～499,999	310,000	0
500,000～549,999	260,000	0
550,000～599,999	210,000	0
600,000～649,999	160,000	0
650,000～699,999	110,000	0
700,000～749,999	60,000	0
750,000～759,999	30,000	0
760,000以上	0	0

表3 税額（税率）表

課税総所得、課税山林所得および課税退職所得に対する税額（税率）表（単位:円）

区分	課税所得金額	所得税	住民税
課税総所得および課税退職所得	1,000～1,949,000	5％	一律　10% 特別区民税　6％ 都民税　4％
	1,950,000～3,299,000	10%－97,500	
	3,300,000～6,949,000	20%－427,500	
	6,950,000～8,999,000	23%－636,000	
	9,000,000～17,999,000	33%－1,536,000	
	18,000,000以上	40%－2,796,000	
山林所得	山林所得の税額表については、国税庁ホームページ（http：//www.nta.go.jp）、または各税務署にお問い合わせください。 芝税務署　☎3455－0551 麻布税務署　☎3403－0591		

分離課税の税額（税率）表

所得の種類	税率区分	課税対象金額	所得税	住民税
分離の土地等の短期譲渡所得	一般	一律	30%	9％
	軽減（国等に対する譲渡）	一律	15%	5％
分離の土地等の長期譲渡所得	一般	一律	15%	5％
	特定（優良住宅地等のための譲渡）	2,000万円以下の場合	10%	4％
		2,000万円を超える場合	15%－100万円	5％－20万円
	軽課（居住10年超え）	6,000万円以下の場合	10%	4％
		6,000万円を超える場合	15%－300万円	5％－60万円
上場株式等に係る譲渡所得		一律	7％	3％
未公開株式等に係る譲渡所得		一律	15%	5％
上場株式等の配当所得		一律	7％	3％
先物取引に係る雑所得等		一律	15%	5％

表4 税額控除

① **調整控除**

平成19年の住民税と所得税の税率変更による負担増を調整するため、次の金額を所得割額から控除します。

合計課税所得金額	調整控除額
200万円以下	次のイとロのいずれか小さいほうの額の５％(区３％、都２％) イ　所得税と住民税の人的控除額の差額合計額 ロ　合計課税所得金額
200万円超	次のイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額 (その金額が５万円を下回る場合は５万円)の５％(区３％、都２％) イ　所得税と住民税の人的控除額の差額合計額 ロ　合計課税所得金額から200万円を控除した金額

合計課税所得金額：課税総所得金額、課税山林所得金額、課税退職所得金額の合計額

② **配当控除**

株式の配当所得があるときは、その金額に次の率を乗じた金額を所得割額から控除します。

課税所得金額	所得税	特別区民税分	都民税分
1000万円以下の部分	10%	1.6%	1.2%
1000万円超えの部分	５％	0.8%	0.6%

公募株式投資信託等の分配金については率が異なります。

③ **住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)**

所得税で控除しきれなかった場合に、所得税の確定申告や給与の年末調整から、次のいずれか小さいほうの額を住民税の所得割額から控除します。

イ　所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額

ロ　所得税の課税総所得金額、課税山林所得金額、課税退職所得金額の合計額の５％(上限は９万7500円)

※平成19年度からの税源移譲に伴う住宅ローン控除(平成18年以前の入居者が対象)も上記と同様の仕組みとなり、平成22年度から「住宅借入金控除申告書」は区に提出不要となりました(従来の制度を選択する人は、申告書を区に提出することもできます)。

④ **寄附金税額控除**

寄附金税額控除は基本控除額に、ふるさと納税の特例控除額を加算します。

対象となる寄附

イ　都道府県、区市町村に対する寄附(ふるさと納税)
ロ　住所を管轄する共同募金会、日赤支部に対する一定の寄附
ハ　東京都が条例で指定した公益法人などに対する寄附
ニ　区が条例で指定した港区社会福祉協議会に対する寄附

住民税寄附金税額控除の計算（基本控除額＋特例控除額）

基本控除額

特別区民税分｛(イロニの寄附金合計額と総所得金額等の30%の小さいほうの金額)－5000円｝×６％

都民税分｛(イロハの寄附金合計額と総所得金額等の30%の小さいほうの金額)－5000円｝×４％

特例控除額（ふるさと納税のみ適用）

特別区民税分、都民税分それぞれ(１)(２)の小さいほうの金額

(１)　人的調整控除後の所得割額×10%

(２)　(イの寄附金額－5000円)×(下表の区分に対応する割合)×(按分：区５分の３　都５分の２)

区分 住民税の課税総所得金額－人的控除差合計額	割合
195万円以下	85%
195万円超　330万円以下	80%
330万円超　695万円以下	70%
695万円超　900万円以下	67%
900万円超　1800万円以下	57%
1800万円超	50%

注　住民税の課税総所得金額－人的控除差合計額がマイナスの場合、税務課課税係にお問い合わせください。寄附金税額控除は、住宅ローン控除後、外国税額控除前に行います。

⑤ **外国税額控除**

所得税の外国税額控除を受けて算出されますので、税務署または税務課課税係にお問い合わせください。

⑥ **配当割額・株式等譲渡所得割額の控除**

すでに前年中に住民税として特別徴収済の配当割額・株式等譲渡所得割額のある配当所得・株式等の譲渡により生じた所得を、確定申告あるいは住民税で申告すると、所得割額から当該配当割額・株式等譲渡所得割額を控除します。

詳しくは、税務課課税係にお問い合わせください。

納税インフォメーション

教育・福祉・清掃事業など区の仕事に必要な財源の６割近くは、区民の皆さんに納めていただいた住民税・軽自動車税等によって成り立っています。区では、この貴重な財源を安定的に確保するために、住民税・軽自動車税等の納期内納税をお願いしています。

口座振替のご案内

口座振替にしていただくと、銀行・信用金庫・信用組合・ゆうちょ銀行の預貯金口座から各納期に自動引き落としされます。年度の途中からでも口座振替の申し込みができます。

対象税目

特別区民税・都民税(普通徴収)

申し込み方法

通帳と通帳の届出印を持参の上、預貯金口座のある金融機関の窓口で手続きしてください。申し込み用紙(口座振替依頼書)が必要な人には用紙を送付します。なお、用紙は各総合支所でも配布しています。

○振替日(引き落とし日)が土・日曜、祝日などの休業日にあたる場合は、翌営業日の振替となります。

○口座振替依頼書は申し込み後、金融機関で承認されてから区役所で登録します。

○承認を受けるまでの日数は、金融機関や納期によって異なりますのでご注意ください。

振替方法		振替日(引き落とし日)	申込期限のめやす
各期振替(年4回)	第1期	6月末日	4月30日ころ
	第2期	8月末日	7月10日ころ
	第3期	10月末日	9月10日ころ
	第4期	1月末日	12月20日ころ
一括振替(第1期分からに限る)		6月末日	4月30日ころ

24時間365日いつでも納税できるコンビニ納付を！

区では、納税者の皆さんの利便性向上の一環として、コンビニエンスストアを利用した納付制度を実施しています。納付書ごとに納付金額が1件30万円以下の場合に利用ができます。

便利に利用いただくための３つのポイント

★ポイント1
税額に応じた現金の用意

★ポイント2
コンビニエンスストアのレシートの受け取り

★ポイント3
領収書の保管

問い合わせ　税務課税務係　☎内線2586～92

納税管理人のご案内

港区内に住所等を持たなくなった人(特に出国など)は、住民税の納税義務を果たすために納税管理人を定めて、申告する義務があります。

届出方法　納税管理人申告書に必要事項を記入し、納税者と納税管理人それぞれの印またはサインを必ず入れコピーをとり、2枚とも税務課税務係へ提出してください。氏名は区役所への届け出と同様に記入し、生年月日を入れて申請してください。郵送で提出する場合は返信用の封筒を同封してください。

納税管理人申告書は、区のホームページの申請書ダウンロード＞税金＞納税管理人の届出についてからダウンロードできます。また、税務課税務係から送付することもできます。

受付の承認　受け付けが済みましたら、コピーに受付印を押してお返しします。

納税相談はお早めに！

さまざまな事情により納期限までに納めることが困難な場合には、納税相談をいつでも受け付けています。一定の要件を満たした場合には、分割納付や徴収の猶予(原則１年以内)の対象となることがあります。

これらの納税に関する相談は、税務課納税促進係・滞納整理担当へお願いします。

納税が遅れると延滞金がかかります

納期限の翌日から納税の日までの期間に延滞金が加算されます。

延滞金の算定は、年14.6%(日0.04%)の割合で行いますが、納期限の翌日から最初の１カ月の間は、年7.3%とされています。ただし、この部分については当分の間、日本銀行法に定められた商業手形の基準割引率(前年11月30日現在)に４％を加えた率で計算されます(平成23年中は4.3%)。延滞金が1000円未満の場合は切り捨てられます。また、延滞金が1000円以上の場合、100円未満は切り捨てます。

滞納者に対する厳格な徴収強化を進めています

税負担の公平性確保の観点から、納期内に納付または納入がないときには、督促状や催告書などを発送して納税を促しています。

それでも未納が続く滞納者に対しては、債権(預・貯金、生命保険など)や不動産などの財産の差し押さえを積極的に行っています。

財産を差し押さえても完納にならない場合には、差し押さえた財産の公売を行い、滞納している税金に充当します。

問い合わせ

○納税相談について
税務課納税促進係　☎内線2615～27
税務課滞納整理担当　☎内線2630～３
○税の還付について
税務課税務係　☎内線2589

課税(非課税)・納税証明書の請求について

住民税の課税(非課税)証明書や納税証明書には、個人の所得や扶養の状況など個人情報が数多く記載されています。住宅の購入や金銭の借り入れの際に必要になるなど、個人の経済状況に大きな影響を与えることがあるため、本人のみが申請できることになっています。

したがって、税の証明を代理で申請する際は、必ず委任状(本人が署名押印したもの)が必要になります。

証明書の交付申請に必要なもの

申請者	必要なもの
本人	○印鑑 ○本人であることが確認できるもの(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)
代理人	○印鑑(代理人のもの) ○代理人の身分が確認できるもの(運転免許証、健康保険証、パスポートなど) ○委任状(本人が署名押印したもの) ○本人の身分証明書の写し

委任状の書き方

委任する本人が署名押印してください。

委任状記載例(特に用紙の指定はありません)

委任状

港区長　様

<代理人>住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、上記の者を代理人として、下記の証明書の交付申請及び受領の権限を委任します。

納税証明書・課税証明書(非課税証明書)

平成　年度(平成　年分)　　通

使用目的＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

<委任者>住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　　印(生年月日)　年　月　日

電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

交付手数料

1通につき300円

福祉など使用目的により、無料で交付できる場合があります。

証明書の発行できる場所

各総合支所区民課窓口サービス係、台場分室

郵送による請求(本人のみ)

遠隔地などのため窓口に来られない場合には、郵送で請求することもできます。

郵送請求の送付先

〒105－8511　港区役所税務課税務係

郵送請求に必要なもの

申請書(便箋などに記入してください。区のホームページの申請書ダウンロード>税金からダウンロードもできます)
必要な記載事項 ①現住所・氏名・生年月日・印 ②1月1日現在の港区の住所 (例　平成22年度証明なら平成22年1月1日、平成21年度証明なら平成21年1月1日) ③証明書の種類(課税証明書または納税証明書を表記してください) ④必要年度(例　平成22年度(平成21年中の所得)) ⑤必要枚数 ⑥使用目的(簡潔に書いてください) ⑦昼間連絡可能な電話番号
手数料
使用目的により発行手数料が有料になる人は、郵便局窓口で手数料分の「定額小為替」(1通300円×必要枚数)を購入し同封してください。
返信用封筒
郵便番号、住所、氏名を記入し、郵便切手を貼った封筒を同封してください。
本人の身分証明書の写し
必要な人ご本人の身分証明書(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)の写しを同封してください。

注意点

証明書を発行できるのは、その年の1月1日の居住地の区市町村です。証明書が必要となる年に転出または転入している人は、請求先がどこなのかを確認の上、申請してください。

問い合わせ　税務課税務係　☎内線2586～92

軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車、二輪の小型自動車(オートバイ)、軽四輪自動車など軽自動車に対する税金です。

毎年4月1日現在、港区内を定置場(日常的な保管場所)として登録している軽自動車の所有者に年税として課せられます。月割還付の制度はありません。

納税通知書は、毎年5月上旬に発送しています。

●登録・廃車・名義変更等手続き先

表のとおり

●車両を盗難された場合の手続き

必ず警察署に盗難届を提出してください。その際に、受理番号・受理年月日・警察署名を控えて、廃車手続きを行ってください。品川ナンバーの車両については、必ず税務課税務係にもご連絡ください。

●軽自動車税の減免

身体障害者手帳や愛の手帳をお持ちの人(同一生計者を含む)などは、軽自動車税の減免が受けられる場合があります。詳しくは、税務課税務係にお問い合わせください。

なお、減免は普通自動車・軽自動車合わせて1台のみです。

問い合わせ

○軽自動車税について　税務課税務係☎内線2590～2

○そのほかの手続きについて　表参照

表 登録・廃車・名義変更等手続き先

原動機付自転車(125cc以下) ミニカー・小型特殊自動車 軽自動車税に関すること	軽二輪・二輪の小型自動車 (125cc超のオートバイ)	軽自動車 (四輪車・三輪車)
港区役所　税務課税務係 〒105－8511港区芝公園1丁目5番25号 ☎3578－2111☎内線2590～2	東京運輸支局 〒140－0011品川区東大井1丁目12番17号 ☎050－5540－2030(登録ヘルプデスク)	軽自動車検査協会東京主管事務所 〒108－0075港区港南3丁目3番7号 ☎3472－1561
○登録・廃車などの各種手続き先 芝地区総合支所区民課 窓口サービス係 麻布地区総合支所区民課 窓口サービス係 赤坂地区総合支所区民課 窓口サービス係 高輪地区総合支所区民課 窓口サービス係 芝浦港南地区総合支所区民課 窓口サービス係 台場分室 ○軽自動車税に関することは税務課へお問い合わせください。	地図 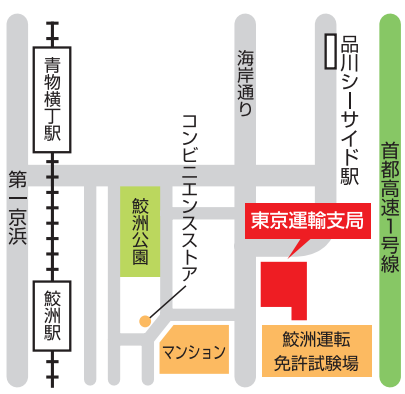 	地図 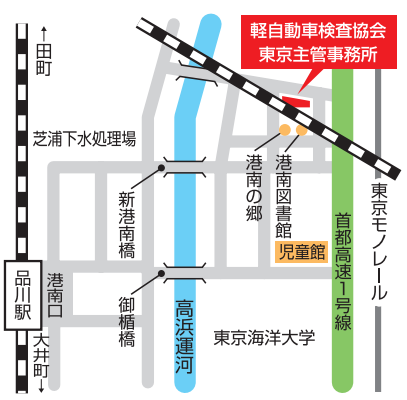

都税事務所からのお知らせ

●個人事業税の申告

個人で事業を営んでいる人は、3月15日(火)までに前年中の事業の所得などを、東京都港都税事務所に申告することになっています。

ただし、所得税や特別区民税・都民税の申告をした人は、個人事業税の申告の必要はありません。この場合には、それぞれの申告書の「事業税に関する事項」に必要事項を記入してください。

なお、年の途中で事業を廃止した場合は、廃止の日から1カ月以内(死亡による廃止の場合は4カ月以内)に個人の事業税の申告をしなければなりません。

問い合わせ

〒106－8560港区麻布台3－5－6

東京都港都税事務所　個人事業税係

☎5549－3800

確定申告のお知らせ

◀イータ君
(国税電子申告・納税システム(e-Tax)キャラクター)

申告は e-Tax でお早めに！

税　　目	平成22年分の申告書提出の期限と税金納付の期限	振替納税を利用した場合の振替日
所　得　税	3月15日(火)まで	4月22日(金)
贈　与　税	3月15日(火)まで	
個人の消費税・地方消費税	3月31日(木)まで	4月27日(水)

○作成した申告書は、郵送でも提出できます。申告書「控用」の返送を希望する人は、返信用封筒に切手を貼付し、同封してください。
○振替納税を利用する場合には、「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」を各税目の納付期限までに税務署へ提出してください。
なお、還付申告に伴う還付金の受け取りは、口座振込をご利用ください。

国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)
「確定申告書等作成コーナー」
で申告書が作成できます

印刷して**郵送**または直接提出する
(添付書類と一緒に提出してください)

e-Tax で送信する
(詳しくは国税庁ホームページをご覧ください)

申告書作成相談のご案内

○申告書作成相談会場では、パソコンまたは確定申告の手引きなどを使いながら、ご自身で申告書を作成していただきます。
○税務署では、画面の案内に従って入力するだけで自動計算される、便利で簡単なパソコンでの作成指導を行っています。
※混雑している場合には、受け付けを早めに締め切ることがありますので、なるべく早めにお越しください。

○来場の際は、次のものをお持ちください。
①前年分の確定申告書等の控、②源泉徴収票、国民年金保険料の支払いを証する書類、国民健康保険料・介護保険料の支払金額の分かる書類、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書(そのほかの所得控除がある場合は、その所得控除の金額を計算できる書類)、③印鑑・計算器具・筆記用具・そのほか申告に必要な資料など。

(1)税務署での申告書作成相談

税務署名	会　場	所在地	時　間
芝　税務署	5階会議室	港区芝5－8－1	午前9時15分～午後5時
麻布税務署	別棟会議室	港区西麻布3－3－5	

○芝税務署・麻布税務署では、土・日曜、祝日の業務は行いません。

(2)税理士による小規模納税者などのための無料申告相談

期　間	会　場	所在地	時　間
2月1～4日(火～金)・7日(月)	高輪区民センター集会室	港区高輪1－16－25	午前9時30分～正午 午後1時～4時
2月7～10日(月～木)	白金台福祉会館集会室ＥまたはＢ	港区白金台4－8－5	
2月14日(月)	港勤労福祉会館第一洋室	港区芝5－18－2	
2月15日(火)	新橋福祉会館集会室Ｂ	港区新橋6－4－2	
2月21・22日(月・火)	赤坂区民センター第一会議室	港区赤坂4－18－13	

○小規模納税者の所得税および消費税、年金受給者および給与所得者の所得税の申告(土地、建物および株式などの譲渡所得のある場合を除く)が対象です。

(3)「パソコンによる確定申告センター」の開設

期　間	会　場	所在地	時　間
2月1日(火)～3月15日(火) (土・日曜、祝日除く)	新宿アイランド地下1階 「アクアプラザ」	新宿区西新宿6－5－1	午前9時15分～午後5時

○提出された申告書等は、それぞれの住所地(納税地)を所轄する税務署へ送付します。

(4)東京国税局で申告作成・提出会場を開設

期　間	会　場	所在地	時　間
2月20・27日(日)	東京国税局1階共用講堂	千代田区大手町1－3－3	午前9時15分～午後5時

○当日は国税の領収・納税証明書の発行はできません。なお、芝税務署・麻布税務署では当日の業務は行いません。

【確定申告に関する問い合わせ】…自動音声でご案内します。

芝　税務署	〒108－8401	芝5－8－1	☎3455－0551
麻布税務署	〒106－8630	西麻布3－3－5	☎3403－0591